

利用規定

施設相互利用契約第8条の規定に基づき、共有施設および相互利用施設の利用運営に必要な事項について利用規定を次のとおり定める。

(利用上の基本原則)

第1条 別添の管理規約第2条(2)の共有者(以下「共有者」という)、その同伴者および共有者が承認した利用者(以下「利用者」という)は管理規約および施設相互利用契約の趣旨にのっとり次条以下に定める事項を遵守し、もって良好な環境の維持増進を図り、利用者相互に快適な利用ならびにリゾートライフを享受できるように努めるものとする。

(チェックインカード)

- 第2条 管理者は各共有者に対し、共有持分1口について原則として定められた枚数のチェックインカードを発行する。
2. 利用者はチェックインカードを受付に提出することによって共有施設および相互利用施設の居室を利用することができ、1室1泊について1枚を必要とする。
 3. 管理者は各共有者が管理費その他の諸費用を支払わない場合にはチェックインカード発行しない。
 4. 第1項のチェックインカードの発行枚数及び内訳は規定末尾、別表その1・その2の物件別チェックインカード内訳表の記載のとおりとする。
ただし、チェックインカードの内訳については将来相互利用施設の展開に伴い管理者において変更することがある。
なお、前記の配分については原則として、それぞれの定められた施設にのみ利用できるものとする。
 5. 利用者は上記の枚数を超過して利用することはできない。
ただし、第3条第2項但し書きの場合には、共有者の申し入れにより共有施設および相互利用施設のチェックインカードを発行することができる。
なお、相互利用施設のチェックインカードについては1口につき年間5枚を限度とする。

(居室の利用)

- 第3条 利用者が居室を利用しようとするときは、チェックインカードに第6条に基づいて予約した宿泊日および利用者名を記載し、当該共有者が記名捺印したうえ、チェックイン時にフロントに提出しなければならない。
2. 利用者は原則として年間40泊まで利用できるものとし、連泊できる日数は、原則として各月3泊4日を限度とし、かつ、連続して3泊4日以上は連泊できない。ただし、利用開始日の1ヵ月前に(同日)に空室のある場合はこの限度を超過して利用することができる。

(利用料)

- 第4条 利用者は、居室において費やす水道光熱費、リネン費等のサービス費および消耗品、雑品などの相当額(以下「利用料」という)を管理者に支払うものとする。(なお、連泊の場合、2日目のベッドメイキング、居室の清掃等は行なわないものとする)
2. 利用者は、施設相互利用契約に定める利用料をチェックイン時に受付に支払う。
 3. 管理者は、諸物価の高騰その他、経済上の変動にしたがって利用料を改定することができるものとし、改定に関する事項の通知は、第17条に準じて行うものとする。

(チェックインとチェックアウト)

第5条 チェックインタイムは午後3時からとし、チェックアウトタイムは午前10時までとする。

(居室の利用予約)

- 第6条 利用者が居室を利用しようとするときは次の方法によりあらかじめ管理者に予約をするものとする。(以下「宿泊予約」という)ただし、特定期間における宿泊予約は次条に定める方法とする。
- (1)居室の利用を開始しようとする日の1年前(同日)から当日までに、次の事項を明らかにして申込みをする。

利用規定

- (イ) 共有者および利用者の氏名ならびにチェックインカードの番号
 - (ロ) 宿泊の日および日数
 - (ハ) 利用する人数
- (2) 宿泊予約は先着順で受付けるものとする。ただし、利用開始日の1ヵ月前(同日)に空室がある場合は第3条の限度を超えて宿泊予約することができる。

ヴェルデの森	0460-82-2266	午前9時～午後6時
熱海	0557-82-2053	同上
宇佐美	0557-47-2661	同上
鳥羽	0599-26-4821	同上
野尻湖	026-255-5091	同上
箱根	0460-82-4453	同上
プロミネント車山高原	0266-68-3770	午前11時～午後6時

- (3) 宿泊予約の申込みは管理者が電話または郵便で受付けるものとし、受付場所は次頁のとおりとする。
また、郵便で申込みをした場合は管理者に到着したときをもって申込みの受付とし、受付時間外の場合は到着後最初の受付時間をもって受付とする。
- (4) 提携施設については、利用する施設に直接予約のうえ利用する方法と、管理者の別途定める方法とがある。

(特定期間の宿泊予約)

第7条 1年のうち下記の期間を特定期間とする。ただし、管理者は暦を考慮のうえ利用者の利便を図るため特定期間を追加ならびに変更できるものとする。

- (1) 年末年始 12月31日から翌年1月3日までの期間
 - (2) ゴールデンウィーク 5月1日から5月4日までの期間
 - (3) 夏季 8月7日から8月16日までの期間
(ただし、WLC熱海については、花火大会の日程を勘案し、夏季については7月22日～8月16日、さらに前年に公示される12月の花火大会開催予定日を特定期間とする)
2. 特定期間内の宿泊および特定期間にまたがる連泊の予約申込みは、利用を開始しようとする日の3ヵ月前から2ヵ月前までの間に行う。
3. 前項の申込み数が定員を超えたときは、管理者が申込者の過去の特定期間における利用実績などを勘案し、各共有者が公平に利用できるよう調整のうえ、利用の可否、利用日、期間などを申込者に連絡する。
4. 共有施設以外の相互利用施設については、下記の期間は当該建物共有者以外には利用できない。ただし、前項の連絡終了後に空室のある場合は、当該建物共有者以外の者も予約のうえ利用できる。
(特定期間=年末年始、ゴールデンウィーク、夏休み)

(宿泊予約の取消し)

第8条 確定した宿泊予約を申込者の都合により取消す場合は利用開始日の4日前までに特定期間については利用開始日の8日前までにその旨現地のフロントに連絡するものとし、それ以後の取消しについては次に定める取消料を支払うものとする。

- (1) 利用開始日の3日前から前日まで、特定期間については7日前から前日まで取消した場合は利用料相当額(利用料×人数×利用日数)の50%
 - (2) 利用開始日当日に取消した場合は利用料相当額。
2. 取消料は管理者の請求により現金で支払う。なお、その支払いなき場合には、管理者は保証金から弁済を受けることができる。
ただし、共有者は保証金との相殺を主張することはできない。

(宿泊予約・宿泊契約締結の拒否)

第9条 管理者は、次に掲げる場合に於いて、宿泊予約ならびに宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この利用規定によらないとき。

利用規定

- (2) 満室(員)により客室が利用できないとき。
- (3) 利用者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (4) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力であるとき。
- (5) 利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 利用者が、法人でその役員のうちに暴力団員または暴力団関係者に該当する者がいるとき。
- (7) 利用者が、当施設従業員に対し、暴力的要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(補償義務)

- 第10条 利用者は共有施設ならびに相互利用施設の清潔の保持および維持管理に努めなければならない。
2. 利用者の相互利用施設に損傷をあたえた場合は利用者の責任と負担によって補償するものとし、補修を管理者に委託する場合は、その費用を現金で支払う。
なお、その支払いなき場合には、管理者は保証金から弁済をうけることができる。
ただし、共有者は保証金との相殺を主張することはできない。
 3. 利用者または他の者が、共有施設または相互利用施設に損傷をあたえ、または損傷を発見したときは直ちにその施設の受付に届出なければならない。

(居室の利用についての一般的注意事項)

- 第11条 (1) 居室の出入口のドアの施錠は自己の責任において行い、鍵は外出時、チェックアウト時に受付に戻すこと。
- (2) 居室の出入口のドアおよび窓などの開閉は静かに行うこと。
 - (3) 廊下、階段など共用の場所および居室内においては清穏を保つこと。
 - (4) テレビ、ラジオ、楽器などの音量は他の利用者に迷惑にならないよう配慮すること。
 - (5) 深夜における入浴、廊下の通行、居室の出入りについて他の利用者に迷惑にならないよう注意すること。
 - (6) 居室における暖房器具、給水栓、電気器具などの取扱いについて十分注意すること。
 - (7) 居室、廊下、階段の清潔保持に留意し、また維持管理に努力すること。
 - (8) その他円滑な共同利用を阻害するような行為をしないこと。
 - (9) 小鳥および魚類以外の動物(ペット)を持込む場合あらかじめ管理者の承認を得ること。

(手荷物または携帯品の保管)

- 第12条 利用者がチェックアウトしたのち、利用者の手荷物または携帯品が宿泊施設に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。なお、宿泊施設が廃棄された物であると認めるものは、宿泊施設の判断で破棄することがあります。

(禁止事項)

- 第13条 利用者は次の行為をし、またはさせてはならない。
- (1) 居室を保養のための宿泊以外に利用すること。
 - (2) 共有施設および相互利用施設に損傷を与え、または落書き、汚染などをすること。
 - (3) 居室内の家具、備品設備を用途以外に使用し、または居室外に持出すこと。
 - (4) 廊下、階段などの共用部分に私物を放置し、または長期に占有すること。
 - (5) 他の利用者の迷惑になる騒音、煤煙など発生する行為をすること。
 - (6) 夜9時から翌朝8時までの間に楽器などを演奏すること。
 - (7) 発火、爆発のおそれのある危険物、または悪臭のある物品などを持込むこと。
 - (8) バルコニーの外側に洗濯物などを出し、またはバルコニーの手すりに衣類などをかけること。
 - (9) 窓またはバルコニーから物を投げたり落としたりすること。
 - (10) 管理者が定める投棄方法によらないで塵芥、厨芥などを投棄すること。
 - (11) 居室内の諸設備の栓、スイッチ等を開放のまま放置し、または外出すること。

利用規定

- (12) 機械室、電気室その他立入禁止の場所に立入ること。
- (13) 管理者が定める場所以外に駐車すること。
- (14) 下着、寝間着、室内着および水着などのまま居室外に出ること。
- (15) 公序良俗に反する行為、その他ほかの利用者に迷惑をかけ、または不快の念を抱かせる行為をすること。

(違反に対する措置)

- 第14条 管理者は利用者がこの規定に定める事項に違反し、または違反しようとするときは当該利用者に警告を行い、中止させ、もしくは原状回復を求めることができるものとする。
2. 利用者の故意または過失によって、共有施設または相互利用施設の他の共有者または利用者に損失をあたえ、もしくはこれらの施設に損害を生じたときは、チェックインカード記名の共有者はその利用者と連帯して損害賠償の責めを負わなければならないものとする。

(遅延損害金)

第15条 第8条第2項、第10条第2項、第14条第2項の支払いが遅延した場合の遅延損害金は年利18%の割合とする。

(調停)

第16条 他の利用者に対する意見または批判があるときは管理者に調停を申し出てその決定に従うものとする。

(改廃)

第17条 この利用規定は管理者が改廃できるものとし、この場合管理者は実施日の1ヶ月以前にその理由、内容、実施時期を明らかにした文章によって各共有者に通知するものとし、併せて、各施設内の所定の場所にその旨掲示し趣旨の徹底を図るものとする。

別 表

(その1) 物件別チェックインカード内訳表

種類	共有施設分		相互利用施設分	提携施設分
所有物件	野尻湖	鳥羽(第2)	/	/
	鳥羽(第1)	熱海		
	箱根	宇佐美		
		宇佐美Ⅱ		
		ヴェルデの森(東館)		
	ヴェルデの森(西館)			
枚数	32	20	10	10

(その2) 物件別チェックインカード内訳表(ワンプラスワン)

種類	共有施設分		相互利用施設分	提携施設分
所有物件	ヴェルデの森	宇佐美(VU)	/	/
	ヴェルデの森	野尻湖(VN)		
	熱海	野尻湖(A)		
	宇佐美	野尻湖(UN)		
枚数	40	20	10	10

平成4年7月 一部改訂

第6条 (1)・(2)

第7条 4項

第8条 1項(1)

平成7年12月 一部改訂

第2条 5項

第3条 2項

第6条 (1)・(3)

第7条 (1)・(2)・(3)

第8条 1項(1)

平成15年5月 一部改訂

第6条 (1)

第7条 1項・4項

平成21年7月 一部改訂

第9条 (1)~(8)

第12条

第15条

平成15年12月 一部改訂

第6条 (3)

平成22年4月 一部改訂

第8条 1項(1)

平成27年12月 一部改訂

第7条 1項(3)